

平成十二年政令第十六号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額	表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。	
			手数料を徴収する事務	標準事務
五 削除			六 船員法第一百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）第一項第三号の規定に基づく船員手帳に関する事務	
四 削除			1 船員法第一百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の交付	
三 削除			2 船員法第一百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の再交付	
二 削除			3 船員法第一百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の書換え	
一 削除			4 船員法第一百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の訂正	
七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	一万二千七百円	四百三十円	千九百五十円	千九百五十円
2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円			

八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十条の二第一項から第五項までに規定に基づく保育士登録に関する事務

（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二百二十条の三第一項及び第二项、第二百二十条の六第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務

1 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項までに基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十六条の二第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍証明書の交付	一千六百円
2 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで又は第二百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	一千五百円
3 戸籍法第一百二十条の三第二項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき三百五十円	三百五十円
4 戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき四百円	四百円

に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務

十一の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条の三第一項及び同条第三項において準用する同法第七条第五項の規定に基づく風俗営業者たる法人の分割に関する承認に関する事務	十一の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条の三第一項の規定に基づく風俗営業者たる法人の分割に関する審査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条の三第一項の規定に基づく風俗営業者たる法人の分割に関する審査
十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九条第一項、第三項及び第五項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務	十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九条第一項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九条第一項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査
十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第一項、第三項及び第五項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査	十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第一項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査
十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習に関する事務	十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第六項の規定に基づく認定証の再交付	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十五条の規定に基づく認定証の再交付

に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付に関する事務

口 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十二条の七第一項、第三十二条第一項又は第三十二条第一項の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付	基づく同法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十二条の七第一項、第三十二条第一項又は第三十二条第一項の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付
2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第四項(同法第三十条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第二項(同法第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく同法第二十七条规定に基づく同法第二十七条第二項(同法第三十三条の二第四項(同法第三十一条の七第二項及び第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十二条の二第二項(同法第三十三条の七第二項及び第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に	2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第四項(同法第三十条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第二項(同法第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく同法第二十七条规定に基づく同法第二十七条第二項(同法第三十三条の二第四項(同法第三十一条の七第二項及び第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十二条の二第二項(同法第三十三条の七第二項及び第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に
百円 口 その他の場合 千五百円	イ 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 千九百円と八千五百円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 四百円

十四の八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務	十四の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項、第三項及び第五項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務	十四の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項、第三項及び第五項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務	審査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	九千九百円	係る審査にあつては、三千三百円)
十五 消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）第十条第一項ただし書の規定に基づく指定数量以上までの規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	十四の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習に関する事務	十五 消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）第十条第一項ただし書の規定に基づく指定数量以上までの規定に基づく危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	1 消防法第十条第一項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	対する講習	2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円	一万三千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円）
十六 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	十六 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	十六 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第十条第一項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	講習一時間につき六百五十円	千百円	九千九百円	係る審査にあつては、三千三百円)

ハ 指定数量の倍数が五百を超える以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査	2 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ハ 指定数量の倍数が二百を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査
ニ 指定数量の倍数が百を超える二百以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査	ニ 指定数量の倍数が五を超える五十以下の屋内貯蔵所の申請に係る審査	ニ 指定数量の倍数が百を超える二百以下の屋内貯蔵所の申請に係る審査
オ 指定数量の倍数が十以上の製造所の設置の許可の申請に係る審査	オ 指定数量の倍数が十以下の屋内貯蔵所の申請に係る審査	オ 指定数量の倍数が十以下の屋内貯蔵所の申請に係る審査

(3)	指定数量の倍数が一 万を超える屋外タンク貯 藏所	三万九千円
(4)	ハ 準特定屋外タンク貯 藏所（岩盤タンクに係る屋外 タンク貯藏所を除く。）の設 置の許可の申請に係る審 査 五十七万円	二十九万キロリットル未満の 特定屋外タンク貯藏所 七十八万円
(5)	ニ 特定屋外タンク貯藏所 (浮き屋根を有する特定屋 外貯藏タンクのうち総務省 令で定めるものに係る特定 屋外タンク貯藏所（ホにお いて「浮き屋根式特定屋外 タンク貯藏所」という。）、 浮き蓋付きの特定屋外貯 藏タンクのうち総務省令で定 めるものに係る特定屋外タ ンク貯藏所（ホにおいて 「浮き蓋付特定屋外タンク 貯藏所」という。）及び岩 盤タンクに係る屋外タンク 貯藏所を除く。）の設置の 許可の申請に係る審査 次 に掲げる特定屋外タンク貯 藏所の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額	三百三十四万円
(6)	(1) 危険物の貯藏最大 量が五千キロリットル以上五 千キロリットル未満の特定 屋外タンク貯藏所 八十八 万円	(7) 危険物の貯藏最大 量が三十万キロリットル以 上四十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯藏所 四百七万円
(7)	(2) 危険物の貯藏最大 量が五千キロリットル以上五 千キロリットル未満の特定 屋外タンク貯藏所 百七 万円	(8) 危険物の貯藏最大 量が四十万キロリットル以 上特定屋外タンク貯藏所 五百三十四万円

定屋外タンク貯藏所 百五 十二万円
(5) 危険物の貯藏最大 量が十万キロリットル以上 二十万キロリットル未満の 特定屋外タンク貯藏所 百 七十八万円
(6) 危険物の貯藏最大 量が二十万キロリットル以 上三十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯藏所 四百七万円
(7) 危険物の貯藏最大 量が三十万キロリットル以 上四十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯藏所 五百三十四万円
(8) 危険物の貯藏最大 量が四十万キロリットル以 上特定屋外タンク貯藏所 五百三十四万円

（2）危険物の貯蔵最大数 タンク貯蔵所 一百九十二 万円	（3）危険物の貯蔵最大数 屋外タンク貯蔵所 七百四十七万円
（4）危険物の貯蔵最大数 量が五万キロリットル以上 十万キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 二百三十六 万円	（4）危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以 上五十万キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所 七百 万円
（5）危険物の貯蔵最大数 量が十万キロリットル以上 二十万キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 二百七十 万円	（5）危険物の貯蔵最大数 量が五十万キロリットル以 上六十万キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所 七百 万円
（6）危険物の貯蔵最大数 量が二十万キロリットル以 上三十万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 五百六 十四万円	（6）危険物の貯蔵最大数 量が三十万キロリットル以 上四十万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 五百六 十四万円
（7）危険物の貯蔵最大数 量が三十万キロリットル以 上四十万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 七百二 十四万円	（7）危険物の貯蔵最大数 量が三十万キロリットル以 上四十万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 七百二 十四万円
（8）危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以 上の浮き屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵所 八百 七十九万円	（8）危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以 上岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所の設置の許可 の申請に係る審査 次に掲 げる屋外タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞれ次に定 める金額
（1）危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所 五百 九十三万円	（1）危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所 五百 九十三万円

3 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	（2）危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以 上五十万キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所 七百 万円
（1）給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に対する審査 一万三千円	（1）地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
（2）移動タンク貯蔵所（ル リ積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円	（2）指定数量の倍数が百 以下の地下タンク貯蔵所 二万六千円
（3）屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千円	（3）屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
（4）屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円	（4）地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
（5）屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円	（5）屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
（6）屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円	（6）屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
（7）屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円	（7）屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
（8）屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円	（8）屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円

六万六千円
ハ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査
本 二万六千円
ニ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査
三万三千円
ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から十八の項まで及び二十二の項において同じ。)が十五キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が○・九五メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを除く。)二万一千円
(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が○・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所八万七千円
(3) 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない

十八 消防法第十一條第五項及び 危険物の規制に関する政令（昭和 三十四年政令第三百六号）第八条 第三項の規定に基づく危険物の製 造	十七 消防法第十一條第一項後段 の規定に基づく危険物の製造所、 貯蔵所又は取扱所の位置、構造又 は設備の変更の許可に関する事務	
1 許可に係る完成検査	3 消防法第十一條第一項後 段の規定に基づく取扱所の位 置、構造又は設備の変更の許 可の申請に対する審査	1 消防法第十一條第一項後 段の規定に基づく製造所の位 置、構造又は設備の変更の許 可の申請に対する審査
二分の一に相当する金額	十六の項の3の下欄に掲げ る取扱所の区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額の 二分の一に相当する金額	十六の項の1の下欄に掲げ る製造所の区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額の 二分の一に相当する金額

定屋外タンク貯蔵所	七十 三万円
(4) 危険物の貯蔵最大数 量が五万キロリットル以上 十万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	九十一 六万円
(5) 危険物の貯蔵最大数 量が十万キロリットル以上 二十万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	百四十 九万円
(6) 危険物の貯蔵最大数 量が二十万キロリットル以 上三十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	三百四十三 百六十六万円
(7) 危険物の貯蔵最大数 量が三十万キロリットル以 上四十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	四百十九 百九十万円
(8) 危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵所 所 二百十二万円	四百八十八 百九十万円
ニ 溶接部検査 次に掲げ る特定屋外タンク貯蔵所の 区分に応じ、それぞれ次に 定める金額	五百三十二 百六十万円
(1) 危険物の貯蔵最大数 量が一千キロリットル以上五 千キロリットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	九 五十三 万円
(2) 危険物の貯蔵最大数 量が五千キロリットル以上 一万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	六十 八万円
(3) 危険物の貯蔵最大数 量が一万キロリットル以上 五万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	百三十 百三 万円
(4) 危険物の貯蔵最大数 量が五万キロリットル以上	一百三 百三 万円

2 消防法第十一条の二第一 項の規定に基づく製造所、貯 蔵所又は取扱所の位置、構造 又は設備の変更の許可に係る 完成検査前検査	イ 水張検査 この項の1 のイに掲げるタンクの区分 に応じ、それぞれ当該手数 料の金額と同一の金額 の口に掲げるタンクの区分 の1
(3) 危険物の貯蔵最大数 量が五十万キロリットル以 上五百キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所	千二 百六十万円

二十二 消防法第十四条の三第一項及び第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第十四条の三第一項又は第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する講習	5 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱い作業の保安に関する検査	消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物の取扱い者試験の実施	4 消防法第十三の三第三項の規定に基づく危険物の取扱い者試験の実施	3 危険物の規制に基づく危険物取扱者免状の再交付	2 危険物の規制に基づく令第三十四条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え	1 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱	二十一 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四条及び第十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務	二十一 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四条及び第十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務
								二十九百円	二十九百円
特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	五千三百円	ハ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	五千三百円	イ 甲種危険物取扱者試験 七千二百円 ロ 乙種危険物取扱者試験 五千三百円 丙種危険物取扱者試験 四千二百円	六千五百円	（1） 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円 （2） 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十万円 （3） 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十万円 （4） 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二十万円 （5） 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三十万円 （6） 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル未満の上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百十五万円 （7） 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百八十七万円 （8） 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上四十六万円	（1） 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四十六万円	
（1） 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四十六万円	ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定め	四百四十六万円	（1） 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四十六万円	（1） 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円 （2） 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十万円 （3） 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十万円 （4） 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二十万円 （5） 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三十万円 （6） 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル未満の上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百十五万円 （7） 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百八十七万円 （8） 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上四十六万円	（1） 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四十六万円				

4 消防法第十七條の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施	イ 甲種消防設備士試験 ロ 乙種消防設備士試験
5 消防法第十七條の十の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	六千九百円 四千四百円
24 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条及び第二十八条（これらの規定を同法第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護師試験に関する事務	1 保健師助産師看護師法第十八条及び第二十八条（これらの規定に基づく准看護師試験の実施） 2 保健師助産師看護師法第十八条及び第二十九条（これらの規定を同法第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護師試験合格証明書の交付
25 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第三条第一項及び第三項の規定に基づく建設業の許可に関する事務	三千円
26 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務	
1 消防法第十七条の七第一項の規定に基づく消防設備士免状の交付	
2 消防法施行令第三十六条の五の規定に基づく消防設備士免状の書換え	
3 消防法施行令第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	一千九百円
二十三 消防法第十七条の七第一項、第十七条の八第三項及び第十七条の八第三項及び第十七条の八第三項（昭和三十六年政令第三十七号）第三項の規定に基づく消防設備士に関する事務	七百円（消防法施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換えにあっては、総務省令で定める金額）

2 建設業法第二十五条第一項の規定に基づく調停	建設業法第二十五条第一項の規定に基づく仲裁	三千五百万円までの部分 の価額が五百万円を超える部分 の価額が五千五百円までの部分 の価額が二千五百万円を超える部分 までごとに 十五円 二 あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分その価額一万円までごとに 十円	一円までの部分 一万円までごとに 二十二円 ハ あつせんを求める事項の価額が五百円までの部分 の価額が一百円までの部分 ハ 仲裁を求める事項の価額が五百円を超える五百円までの部分 の価額が一百円を超える部分その価額一万円までごとに 百円	一万円までの部分 ハ 仲裁を求める事項の価額が五百円を超える五百円までの部分 の価額が一百円を超える部分その価額一万円までごとに 六十円 二 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分その価額一万円までごとに 一円	一万円までの部分 ハ 仲裁を求める事項の価額が五百円を超える五百円までの部分 の価額が一百円を超える部分その価額一万円までごとに 一百円
3 建設業法第二十五条第一項の規定に基づく仲裁	ハ 調停を求める事項の価額が五百円を超える一億円までの部分その価額一万円までごとに 二十二円 二 仲裁を求める事項の価額が一百円を超える部分その価額一万円までごとに 四十円 ハ 調停を求める事項の価額が五百円を超える一億円までの部分その価額一万円までごとに 二十二円 二 仲裁を求める事項の価額が一百円を超える部分その価額一万円までごとに 十五円	三千五百万円までの部分 の価額が五百万円を超える部分 の価額が五千五百円までの部分 の価額が二千五百万円を超える部分 までごとに 十五円 二 あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分その価額一万円までごとに 十円	三千五百万円までの部分 の価額が五百万円を超える部分 の価額が五千五百円までの部分 の価額が二千五百万円を超える部分 までごとに 十五円 二 あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分その価額一万円までごとに 十円	三千五百万円までの部分 の価額が五百万円を超える部分 の価額が五千五百円までの部分 の価額が二千五百万円を超える部分 までごとに 十五円 二 あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分その価額一万円までごとに 十円	三千五百万円までの部分 の価額が五百万円を超える部分 の価額が五千五百円までの部分 の価額が二千五百万円を超える部分 までごとに 十五円 二 あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分その価額一万円までごとに 十円
三十 火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可に関する事務	火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条に規定する火薬類の製造の許可に関する事務	古物営業法第二十二条の五第一項及び第二十二条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定に関する事務	古物営業法第二十二条の二十九第一項及び第四項並びに第七条第五項の規定に基づく古物営業の許可に関する事務	建設業法第二十七条の二十六第一項の規定に基づく経営規模等評価に関する事務	建設業法第二十七条の二十九第一項の規定に基づく総合評定値の通知に関する事務
三十 火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可に関する事務	火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第三条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	古物営業法第七条第五項の規定に基づく許可証の書換え	古物営業法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付	古物営業法第三条の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査	古物営業法第二十七条の二十九第一項の規定に基づく総合評定値の通知
可の申請に対する審査	火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可に関する事務	火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第三条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	古物営業法第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物営業法第二十二条の二十九第一項の規定に基づく総合評定値の通知	古物営業法第二十七条の二十九第一項の規定に基づく総合評定値の通知

三十 一 火薬類取締法第十二条第一 項の規定に基づく火薬庫の設 置、移転又はその構造若しくは設備の 変更の許可に関する事務							
三十二 火薬類取締法施行令第十 六条第一項第一号の規定に基づく 火薬類取締法第十五条第一項及び 第二項に規定する火薬類の製造施 設の完成検査又は同条第一項及び 第二項の規定に基づく火薬庫の完 成検査に関する事務							
三十三 火薬類取締法第十七条第一 項及び第四項の規定に基づく火 薬類の譲渡し又は譲受けの許可に 関する事務							
三十四 火薬類取締法第十九条第一 項の規定に基づく運搬証明書の 交付に関する事務							
三十五 火薬類取締法第二十四条第一 項の規定に基づく火薬類の輸 入の許可に関する事務							
四 火薬類取締法第十九条第一 項の規定に基づく運搬証明書の 交付							
五 火薬類取締法第二十四条第一 項の規定に基づく火薬類の輸 入の許可の申請に対する審査							

一トル未満の設備	二十二
(4) 处理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備	十四
(5) 处理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備	十一
万円	万円
（6） 处理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	八万
万円	万円
（7） 处理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	六万八千円
（8） 处理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	五万四千元
（9） 处理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備	三万三千円
ロ 同号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したもの）を以 下この項、四十七の項及び五十三の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）	九万
（1） 处理容積が千万立方メートル以上の設備	九万
千円	千円
（2） 处理容積が五百萬立 方メートル以上千万立方メ	九万

一ト専未満の設備	七万五
(3) 処理容積が百万立方メートル未満の設備	六万円
(4) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備	四万四千円
(5) 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備	二万七
(6) 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備	二万
(7) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	一万
(8) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	六千円
(9) 処理容積が二百立方メートル以上一千立方メートル未満の設備	一千円
(10) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備	七千四百円
ハ 同条第一項第二号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(1) 冷凍能力が三千トン以上の設備	十一万円
(2) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備	八万八千円
(3) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備	六万八千円
(4) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備	五千四百円

第一項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可に関する事務	四十七 高压ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可に関する事務

(5) 冷凍能力が二十トン以上の百トン未満の設備	三万六千円
高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可に対する審査	四十七 高压ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可に対する審査
(1) 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備	四十七 高压ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可に対する審査
それぞれ次に定める金額	
(2) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比しては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。	
以下この項において同じ。)	
に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。	
以下この項において同じ。)	
に比して千万立方メートル以上増加する場合 三十七万円	
(3) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百萬立方メートル未満増加する場合 二十二万円	
(4) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合 九万三千円	
(5) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル未満増加する場合 六万九千円	
(6) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	

変更前の処理容積に比して	(5) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル未満増加する場合 六万九千円

五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	六万円
(7) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して一千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合	五万七千円
(8) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合	三万九千円
(9) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合	二万六千円
(10) その他の場合	一万四千円

十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合	一萬八千円
(7) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	一万四千円
(8) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	九千二百円
(9) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して一千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合	八千二百円
(10) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上一千立方メートル未満増加する場合	五千百円
(11) その他の場合	三千二百円
ハ 同項第一号に該当する同項の許可を受けた者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	三千二百円
(1) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して三千トン以上増加する場合	六万九千円
(2) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して	六万九千円

九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務

	基づく製造保安責任者免状の再交付	九条の規定に基づく販売主任者免状の交付
3 高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	3 高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	3 高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の再交付
4 高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	4 高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	4 高圧ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の再交付
5 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十条に規定する製造保安責任者試験の実施	5 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十条に規定する製造保安責任者試験の実施	5 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十条に規定する製造保安責任者試験の実施
イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万九千六百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七条において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、一万千百円） ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、九千八百円） ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、一万千百円） ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、一万千百円） ホ 第三种冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 五千円	イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万九千六百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七条において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、一万千百円） ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、九千八百円） ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、一万千百円） ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、一万千百円） ホ 第三种冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 五千円	二千四百円 三千四百円

五十三 高圧ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査に関する事務

6 高圧ガス保安法第三十一條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施	イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千五百円） ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七千二百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、六千七百円）
高圧ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査	イ 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（ロに掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額） ロ 第一種販売主任者試験に係る販売主任者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、六千七百円）

(7) 处理容積が千立方メートル未満の設備	一トール以上五千立方メートル未満の設備
(8) 处理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	一トール以上二百立方メートル未満の設備
(9) 处理容積が二百立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	一トール以上二万五千立方メートル未満の設備
万円	百円

五十四 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高压ガス保安法第四十四条第一項並びに第四十五条第一項及び第二項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項、第三項及び第四項に規定する容器再検査に関する事務	五十四 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高压ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査
万円	万円

(1) 冷凍能力が三千トン以上の設備	(1) 冷凍能力が三百トン以上の設備
十二万円	九万円
(2) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備	(2) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備
九万円	六万円
(3) 冷凍能力が百トン以上千トン未満の設備	(3) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備
四万円	七万円
(4) 冷凍能力が百トン以上千トン未満の設備	(4) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備
万六千円	万五千円
(5) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備	(5) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備
四万円	二万一千円
(6) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	(6) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
二千円	二千円
(7) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	(7) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
二万円	二万円
(8) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	(8) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
二千円	二千円
(9) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	(9) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
二万円	二万円
万円	万円

容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき七千三百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに五十七円を加えた金額
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(2) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき三百二十円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(3) 内容積五リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき二百六十円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(5) 内容積一リットル未満の容器 一個につき百五十分円
ハ 高強度鋼容器(イ又はロに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(6) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき八百円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(7) 内容積一リットル未満の容器 一個につき八百円

五十五 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第六号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項に規定する附屬品検査又は同令第七号の規定に基づく同法第四十九条の四第一項及び第三項に規定する附屬品再検査に関する事務	高压ガス保安法施行令第十八条第二項第六号の規定に基づく高压ガス保安法第四十九条の二第一項に規定する附屬品検査又は同令第十八号第二項第七号の規定に基づく同法第四十九条の四第一項に規定する附屬品再検査	(1) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき七千三百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに五十七円を加えた金額
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(2) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき三百二十円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(3) 内容積五リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それ	(5) 内容積一リットル未満の容器 一個につき八百円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それ	器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それ	(6) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき八百円
器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それ	器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それ	(7) 内容積一リットル未満の容器 一個につき八百円

十項の規定に基づく運搬証明書に
関する事務

六十六 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第四条 第一項、第四条の四第一項、第六 条第一項、第七条第一項及び第二 項並びに第七条の三第二項の規定 に基づく銃砲等又は刀剣類の所持 の許可に関する事務	2 核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法 律第五十九条第九項の規定に 基づく運搬証明書の交付	3 核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法 律第五十九条第十項の規定に 基づく運搬証明書の再交付	2 核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法 律第五十九条第九項の規定に 基づく運搬証明書の書換え	五千四百円
---	---	--	--	-------

六十七 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第四条 第一項、第四条の三第一項第一号 の規定によるクロスボウの所持 の許可に関する事務	2 銃砲刀剣類所持等取締法 第六条第一項の規定に基づく 国際競技に参加するため入国 する外国人の銃砲等又は刀剣 類の所持の許可の申請に対する 審査	3 銃砲刀剣類所持等取締法 第七条第二項の規定に基づく 許可証の交付	2 銃砲刀剣類所持等取締法 第六条第一項の規定に基づく 国際競技に参加するため入国 する外国人の銃砲等又は刀剣 類の所持の許可の申請に対する 審査	三千九百円（当該申請を行 う者が当該都道府県において 同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規 定に基づく許可の申請を行 う場合における当該他の同項 の規定に基づく許可の申請に 係る審査にあつては、六千九 百円）
六十八 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第四条 第一項、第四条の三第一項第一号 の規定によるクロスボウの所持 の許可に関する事務	3 銃砲刀剣類所持等取締法 第七条第三項の規定に基づく 許可証の交付	4 銃砲刀剣類所持等取締法 第七条第二項の規定に基づく 許可証の再交付	3 銃砲刀剣類所持等取締法 第七条第三項の規定に基づく 許可証の書換え	一千九百円

る審査にあつては、四千八百円)
ロ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査七千二百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査六千八百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査四千八百円)ハ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく獣銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査六千八百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく獣銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における講習会の開催に関する講習会の開催に関する事務)

六十七の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項及び第二項の規定に基づくクロスボウの申	六十六の一 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項(同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査に係る事務	六十六の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項(同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査に係る事務	六百五十円	六百五十円
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規定に基	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定に基づく獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定に基づく獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	六千九百円	六千九百円
の規定による許可を受けて	イ 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者及び同法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者に対する講習会三千円	イ 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者及び同法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者に対する講習会三千円	四千四百円)	四千四百円)

定に基づく獣銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四

千四百円)

ニ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四

千四百円)

付 車監視員資格者証の書換え交	5 道路交通法第五十一条の十二 第一項の規定に基づく駐	七十二の四 道路交通法第七十五 条の十二第一項の規定に基づく特 定自動運行の許可に関する事務	七十二の五 道路交通法第七十五 条の十六第一項の規定に基づく特 定自動運行計画の変更の許可に関 する事務
七十二の四 道路交通法第七十五 条の十二第一項の規定に基づく特 定自動運行の許可に関する事務	七万九千二百円	七万八千五百円	七万九千二百円
七十三 電気工事士法（昭和三十 五年法律第百三十九号）第四条第 二項並びに電気工事士法施行令 (昭和三十五年政令第二百六十九号)	請に対する審査	1 電気工事士法第四条第二 項の規定に基づく電気工事士 免状の交付	イ 第一種電気工事士免 状 六千円 ロ 第二種電気工事士免 状 五千三百円
第四条第一項及び第五条の規定に 基づく電気工事士免状に関する事 務	七十四 削除	2 電気工事士法施行令第四 条第一項の規定に基づく電気 工事士免状の再交付	二千七百円
七十五 不動産の鑑定評価に関する 法律（昭和三十八年法律第百五 十二号）第二十二条第一項の規定 に基づく不動産鑑定業者の登録又 は同条第三項の規定に基づく更新 の登録に関する事務	七十五 不動産の鑑定評価に関する 法律（昭和三十八年法律第百五 十二号）第二十二条第一項の規定 に基づく不動産鑑定業者の登録又 は同条第三項の規定に基づく更新 の登録に関する事務	3 電気工事士法施行令第五 条の規定に基づく電気工事士 免状の書換え	二千七百円
七十六 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関する法律 第三条第一項の規定に基づく液化 石油ガス販売事業に係る登録に關 する事務	七十六 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関する法律 第三条の二第三項の規定に基づく 液化石油ガス販売事業者登録簿の 謄本の交付又は閲覧に関する事務	1 不動産の鑑定評価に関する 法律第二十二条第一項の規定に 基づく不動産鑑定業者の登録の申 請に対する審査	一万五千六百円
七十七 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関する法律 第三条の二第三項の規定に基づく 液化石油ガス販売事業者登録簿の 謄本の交付	七十七 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関する法律 第三条の二第三項の規定に基づく 液化石油ガス販売事業者登録簿の 謄本の交付又は閲覧に関する事務	2 不動産の鑑定評価に関する 法律第二十二条第三項の規定に 基づく更新の登録の申請に対する 審査	一万二千四百円
1 液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 第三条第一項の規定に基づく液化 石油ガス販売事業に係る登録の 申請に対する審査	1 液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 第三条第一項の規定に基づく液化 石油ガス販売事業に係る登録の 申請に対する審査	三万千円	一通につき六百三十円
2 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関する法律 第三条の二第三項の規定に基づく 液化石油ガス販売事業者登録簿の 謄本の交付	2 液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 第三条の二第三項の規定に基づく 液化石油ガス販売事業者登録簿の 謄本の交付		一回につき四百六十円

九十七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可に関する事務	九十八　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務	九十九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可に関する事務	一百　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百十一号）第三条第一項及び第八条の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可に関する事務	百一　警備業法（昭和四十七年法律第一百十七号）第四条及び第七条第一項の規定に基づく警備業の認定に関する事務	1　警備業法第四条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	2　警備業法第三条第一項の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	3　警備業法第二十二条第五項の規定に基づく警備員指導の申請に対する審査	4　警備業法第二十二条第六項の規定に基づく警備員指導の申請に対する審査	5　警備業法第二十二条第八項の規定に基づく警備員の指導致業責任者資格者証の交付に対する審査	6　警備業法第二十二条第九項の規定に基づく警備員の指導致業責任者資格者証の再交付に対する審査	7　警備業法第二十二条第十項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務	八万円	二万三千円	九万五千円	
百二　警備業法第二十二条第一項、第五項、第六項及び第八項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務	百三　警備業法第四十二条第二項並びに同条第三項において準用する同法第二十二条第五項及び第六項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務	百四　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第二項の規定に基づく特定防災施設等の検査に関する事務	石油コンビナート等災害防止法第十五条第二項の規定に基づく流出油等防止堤又はその他の特定防災施設等のうち総務省令で定めるものの検査	石油コンビナート等災害防止法第十五条第二項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付	4　警備業法第四十二条第三項において準用する同法第二十二条第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	4　警備業法第四十二条第三項において準用する同法第二十二条第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証	3　警備業法第四十二条第三項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	2　警備業法第四十二条第三項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	1　警備業法第四十二条第二項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務	イ　流出油等防止堤の検査	千八百円	三万九千円	五千円	九千八百円	
二　警備業法第七条第一項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	1　警備業法第二十二条第二項第一号の規定に基づく警備員指導の申請に対する審査	2　警備業法第二十二条第二項第一号の規定に基づく警備員指導の申請に対する審査	3　警備業法第二十二条第五項の規定に基づく警備員指導の申請に対する審査	4　警備業法第二十二条第六項の規定に基づく警備員指導の申請に対する審査	5　警備業法第二十二条第八項の規定に基づく警備員の指導致業責任者資格者証の交付に対する審査	6　警備業法第二十二条第九項の規定に基づく警備員の指導致業責任者資格者証の再交付に対する審査	7　警備業法第二十二条第十項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務	八万円	一万円	一千円	五百円	五百円	五百円	五百円	二万三千円

百四の二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務								
百五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可に関する事務								
百六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定に関する事務								
百六の二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十条第一項及び第二項の規定に基づく解体業の許可に関する事務								
百六の三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項及び第二項の規定に基づく破砕業の許可に関する事務								
百六の四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業								
査	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	2 不動産特定共同事業法第二十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	1 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	2 貸金業法第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	1 貸金業法第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査
査	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	2 不動産特定共同事業法第二十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	1 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	2 貸金業法第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	1 貸金業法第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査
六万七千円	七万七千円	八万四千円	七万円	七万八千円	一万二千円	六万円	八万円	十五万円

備考一

一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）は、廃止する。

2
地方公共団体手数料令(昭和三十一年政令第三百三十号)
附則 (平成二年四月一八日政令第二一六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、大豆なたね交付金暫定措置法施行の日（平成十二年五月十日）から施行する。

1 附則（平成二二年六月七日政令第三〇四号）
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十

三年一月六日)から施行する。
附 則
(平成二年六月二三日政令第三四五号)

<p>第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年二月六日政令第四九八号)</p> <p>この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、本則の表十一の項の次に十一の二の項を加える改正規定は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第九十一号）の施行の日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一三年一月三〇日政令第三八三号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、小型船舶の登録等に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年七月一二日政令第二五六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年二月一七日政令第三九一号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年二月一七日政令第四一号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年七月二五日政令第三三二号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年一〇月一一日政令第四四九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、平成十五年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年一〇月二九日政令第四六四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月一日以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年一一月二七日政令第四六九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年一一月二九日政令第四八号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、商法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。ただし、本則の表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年一月二五日政令第六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年一月二九日政令第三六九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年三月一九日政令第四八号)</p> <p>この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三二十五号）の施行の日（平成二十一年五月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年一一月二五日政令第三九八号)</p> <p>この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、本則の表百七の項及び百八の項の改正規定は、同月十六日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年六月一〇日政令第一五三号)</p>

この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附 則（平成二十一年八月二八日政令第二二四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

附 則（平成二三年九月八日政令第一九三号）
この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年二月二二日政令第二四八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成二三年一月二一日政令第四〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三 第九条第一項第二十号イ、第十二条第一項第五号の改正規定並びに附則第十条及び第十三条の規定 平成二十四年四月一日

附 則（平成二五年一月二三日政令第一〇号）
この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附 則（平成二六年一月二九日政令第一七号）
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一二月二四日政令第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月十九日）から施行する。

附 則（平成二七年一二月二二日政令第四六号）
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二二日政令第三八二号）
この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

附 則（平成二七年一二月二六日政令第四二四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年八月一四日政令第二二一号）抄
（施行期日）
1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年一月二六日政令第一〇号）
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成三十一年一〇月一七日政令第二九一号）抄
（施行期日）
1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年六月一日）から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年六月一日）から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二四日政令第一二号）
この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一一日政令第九六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

附 則（令和元年一月二二日政令第一六六号）
この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一八日政令第一八八号）
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月一一日政令第四〇号）
この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年一〇月一五日政令第二八五号）
この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和三年三月十五日）から施行する。

附 則（令和四年一月二六日政令第三二号）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月二三日政令第三九一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月六日政令第二七六号）
この政令は、高压ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（令和五年一一月六日政令第三五号）抄

1 (施行期日)

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一二月六日政令第三四七号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二八日政令第二三八号）

この政令は、令和七年四月一日から施行する。